

議案第7号

逗子市福祉会館の指定管理者の指定について

逗子市福祉会館の指定管理者を次のように指定する。

1 施設の名称及び所在地

(名称) 逗子市福祉会館

(所在地) 逗子市桜山5丁目32番1号

2 指定管理者

(名称) 社会福祉法人逗子市社会福祉協議会 会長 飯田隆司

(所在地) 逗子市桜山5丁目32番1号

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成27年2月25日提出

逗子市長 平井 竜一

(提案理由)

逗子市福祉会館の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び逗子市福祉会館条例（平成17年逗子市条例第22号）第9条第2項の規定により提案する。